

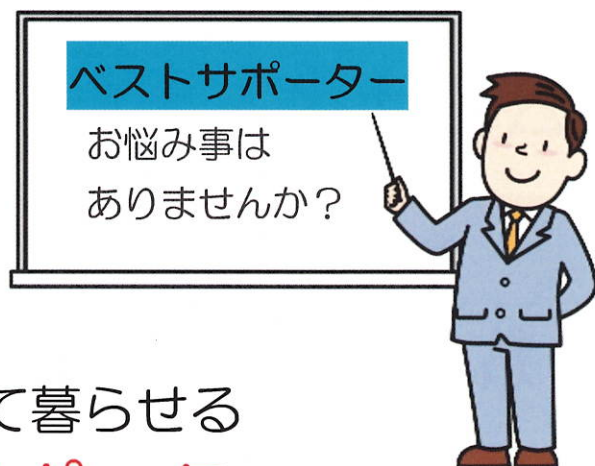
私たちは

あなたの街の

ベストサポーター

NPO(特定非営利活動法人) **ベストサポーター**は
地元で暮らす 高齢者とそのご家族の方々を対象に相続や
成年後見の問題・日常生活や支援
などの様々な相談を受け、その問
題に見合った専門職を紹介しトラ
ブル回避に尽力します。

将来の不安を取り除き、安心して暮らせる
ベストな環境を整える皆様の**サポーター**として、
地域の活性化を目指し設立いたしました。



初回相談は無料!

その他費用が発生する場合には事前にお伝えします。

Best Supporter

NPO 法人 ベストサポーター

〒414-0037 伊東市桜が丘 2-3-23

代表理事 向井丈二

☎090-2349-7989

お気軽にお問い合わせください

ベストサポーター 受付相談業務

相続

遺言

遺産分割

生前贈与

成年後見

資産運用

シニアライフ
プランニング

不動産売買

公的年金

生命保険
損害保険

みまもり

掃除

片付け

洗濯

買い物

お話し
のお相手

セミナー開催業務

自治会や老人会などを
対象とした相続や後見
制度、日常生活支援に
ついてのセミナー

法人経営者・従業員の
方々を対象に、税務や
社会保険等の知識得・
自己啓発セミナー

開催日程・会場等ご連絡いただければ
趣旨に見合った題材で講演をさせていただきます。

後見 編

ベストサポーターが ご相談にのります

子供に後見人をさせることが困難

私(長男)と妹が結婚して独立していたため、実家には父と、認知症を患っている母が二人で暮らしていました。

「長年連れ添ったから、施設に入れるよりギリギリまで自分が面倒を看たい」と言って母の介護をしていた父が、先に亡くなってしまいました。一人になった母を入居させるため、施設に相談したところ、後見人をつけることになりました。

母の後見人を決めるのは裁判所とのこと。

初めて会う弁護士が現れ、「母の財産を守ることが第一」

と、父なら絶対に選ばないレベルの別の施設に入居させて

しまいました。その他の事も同様、その弁護士は、母にとってもっといい介護をと、望む私たちの意見も聞いてくれずに困っています。



判断能力が不十分な親の契約は無効

父が認知症を患い、これ以上の自宅介護は本人にとっても、家族にとっても困難だと判断し施設入居の決断をしました。

父が所有する土地を売却して、その入居資金に当てようと思い

私(長男)が代理人となり、不動産業者に売却を依頼した

ところ「今の状況だと売買契約を結んでも無効になります。」

と言われてしまいました。

父が認知症の場合、法的行為の判断能力がないため、

契約ができないとのこと。

代理人についても父が私を指名することができないため無効になってしまい、買い手が見つかったところで、決済行為・所有権移転登記の場合も同様だそうです。良い施設が見つかり、入居予約をしたいのに困っています。



銀行口座の引き出しや有価証券の売却ができない

老人ホームに入居している認知症の母がおります。

その生活資金などに当てようと、母名義の定期預金の解約に行ったところ、親族証明・委任状などの書類が必要と言われました。

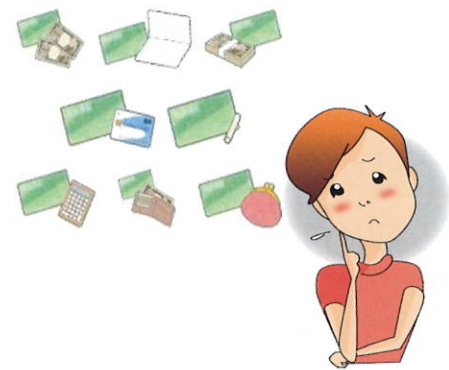
母の意識が比較的しっかりしている時に解約委任状にサインをしてもらい、その他の書類をそろえ再度銀行に行くと

「お母様との面談をさせて頂きたいのですが、その時にお名前を確認して、もしお返事ができない状態だと、本人の意思確認ができないと判断され、委任状も効力がなくなります。」とのお話でした。

母とは会話がかみ合わないときのほうが多く面談は難しいと思われます。

日に日に母の痴呆は進んでいます。

どうしたら良いか頭を抱えてしまっています。



そのほかにもこんなお悩み ありませんか？

- 身寄りのない一人暮らしの場合、どうしたらいいか心配。
- 高齢の両親。詐欺にかからないか心配。
- 成年後見の手続きの方法がわからない。費用が不安。
- どこに相談したら良いのかわからない。
- 母の財産を、兄弟が良いように使ってしまったようだ。

 Best Supporter

NPO 法人 ベストサポーター

〒414-0037 伊東市桜が丘 2-3-23

代表理事 向井丈二

☎090-2349-7989

お気軽にお問い合わせ
合わせください

相続編

ベストサポーターが ご相談にのります

かなり前に亡くなった祖父名義のままの不動産

先日父が亡くなりました。

父がいくつかの土地を所有していたことは知っていましたが
登記簿謄本を調べてみたところ

父名義の土地だけでなく、祖父名義の土地も残っていました。

まず、祖父の相続人を調べたところ

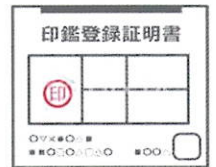
全ての相続人が既に亡くなっていました。

そこで、更にその財産の相続人に連絡を取る必要があり、

全員の戸籍謄本や印鑑証明を取るのに大変苦勞をしています。

中には祖父の相続分として、金銭を要求する人も出てきてしまい

非常に困っています。



遺産分割したいが夫(妻)が認知症の場合



父が亡くなり相続が発生したため、遺産分割協議書を作成することになりました。

母は数年前から認知症を患って施設に入居しております。

その母も相続人であるため、

遺産分割協議書に署名押印が必要ですが

認知症の母にはそれが不可能です。

何か良い対策はあったのでしょうか。



親が加入している生命保険を子供が知らない



父は10年前に亡くなり、先月母が急死しました。私(長男)は大阪に住んでいますが、仕事に追われ静岡で夫婦二人で暮らしていた両親とは、なかなか会えずにいました。亡くなった父の保険は母が管理していたので問題はなかったのですが、一人になってもなくなるまではとても元気だった母に、保険などのお金に関わる話は触れづらく、生前に話す機会をつくることができませんでした。

よく「保険には入っているから迷惑はかけないわ」と言っていました。が、保険証券も見つからず、銀行の通帳を見ても引き落としの記録もないため、一体どんな保険や共済に入っていたのかわかりません。

過去に一括で支払っていたのかもしれませんがそれらしい書類もなく、途方に促されています。



そのほかにもこんなお悩み ありませんか？

- 子供がいないので、妻に全ての財産を残してあげたい
- 相続人がないので、生前お世話になった人に遺贈したい
- 長男がなくなってしまったが、残されたお嫁さんに財産を分けてあげたい
- 内縁の妻に財産を与えたい ● 子供にも財産の一部をあげたい
- 先妻との間の子供がいる
- 農家を継ぐ子に事業用の財産を残したい

Best Supporter

NPO 法人 ベストサポーター

〒414-0037 伊東市桜が丘 2-3-23

代表理事 向井丈二

☎090-2349-7989

お気軽にお問い合わせ
合わせください

あなたのそばに寄り添って
“安心”をお届けします



■ Best Supporter

ベストサポーターの

「見守りサービス」

基本料金 月額 5,000円(税抜)

※その他ご要望によりオプションがございます。

月1回のご訪問

心配事のご相談

財産管理のご相談

ご体調の確認

ご家族へのご報告

お申込み・お問い合わせは...

■ Best Supporter

NPO法人 ベストサポーター

〒414-0037 伊東市桜が丘 2-3-23

代表理事 向井 丈二

☎ 090-2349-7989



見守りサービス

見守り申込

ご挨拶・ご契約

ご訪問開始
(月1回)

ご希望の方はご家族
にメールでご報告

次回ご訪問へ



ご訪問の上担当者挨拶

基本アンケート — 認知症チェック

ご相談 — 相続・成年後見制度
お悩みごと・その他

NPO法人ベストサポーターの
見守りなので

複数の担当者で安心

専門家集団なので

様々なご相談に対応

【メモ欄】
